

国民健康保険税の支払い方法の変更について

(町民税務課)

平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収(国保に加入している方が65歳以上75歳未満のみの世帯で、年金から直接天引き納付をする制度)が開始されており、

申し出により、保険税の徴収方法を特別徴収から口座振替へ変更することができます。

なお、申し出の時期により特別徴収からの切替時期が変わりますので、ご注意ください。

すでに申し出をされている場合には手続きの必要ありません。

お問い合わせ
税務G(内線253)

国民健康保険限度額適用及び後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定について

(町民税務課)

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方が入院されるときに、治療にかかる費用や食事代が自己負担限度額までとなる制度です。

所得審査を行ったうえ、該当する方につきましては8月1日(月)からの新しい「減額認定証」を交付します。(後期高齢者医

療保険の方は世帯で審査し、住民税が課税されている方がいる場合は対象になりません。)

次のものを持参して町民税務課で申請してください。

- ・持参するもの
- ・保険証
- ・現在使用中の減額認定証(お持ちの方)
- ・印鑑

お問い合わせ
町民G(内線233)

住基カードは公的な証明書として使えます

(町民税務課)

写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)は運転免許証などと同様に公的な証明書としてお使いいただけます。

運転免許証の自主返納をお考えの方やパスポートをお持ちでない方、公的な証明書を取得したいと考えている方は住基カードをぜひ取得ください。

住基カードの交付申請には運転免許証などの本人確認書類が必要です。運転免許証の自主返納をお考えの方は住基カード取得後に自主返納をしていただく手続きがスムーズです。交付申請の手続きには一定の要件がありますのでお問い合わせのうえお越しください。

お問い合わせ
町民G(内線231)

取り壊し、新築・増築した家屋等はありませんか?

(町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋を所有している方にかかります。今年中に家屋等を取り壊したり、新築・増築を予定している方(またはすでに済んだ方)は、お早めにご連絡ください。

お問い合わせ
税務G(内線252)

子宮頸がんの予防接種について

(健康福祉課)

今年4月から、子宮頸がんワクチンの全額公費負担(無料)による助成を実施しています。

子宮頸がんワクチンは、一時的に全国的に不足していましたが、医療機関への供給が可能になりました。

今年度の助成対象者は中学校1年生から高校1年生程度の年齢の女子です。このワクチンは十分な予防効果を得るため、6カ月間をかけて3回接種が必要です。(2回目の接種は1回目の接種から1カ月、3回目の接種は2回目の接種から5カ月を経過しないと接種できません)今年度助成期間中に3回が完了すれば全額無料で接種可能です。そのためには、1回目の接種

を9月末までに済ませる必要がありますが、体調不良等で接種時期が遅れる場合がありますので、8月末までに接種することをお勧めします。

平成24年4月1日以降の接種は自己負担になりますので、ご注意ください。

お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910

麻しん・風しん予防接種4期の特例措置について

(健康福祉課)

麻しん・風しん予防接種4期は、高校3年生に相当する年齢である者(平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれ)が対象になっていますが、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特別な事情がある場合は、高校2年生に相当する年齢である者(平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれ)も接種できることになりました。

ただし、接種は平成24年3月31日までに限ります。

接種を希望する場合は、事前に保健センターまでご連絡ください。

お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910